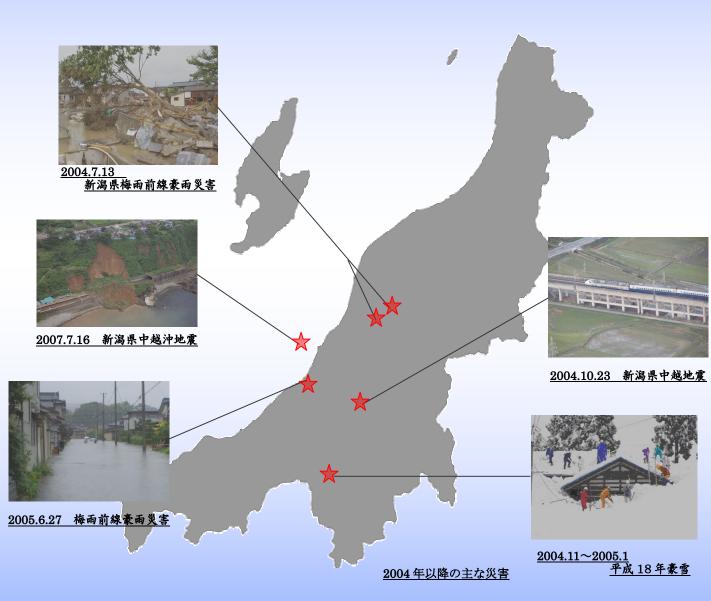
災害救援活動に関する相互支援協定 締結社協におけるマニュアル



 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 社会福祉協議会の災害時における人材 派遣システムのあり方に関する検討会
平成 20 年 12 月 このマニュアルは、新潟県内の社会福祉協議会が締結する「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」に基づく災害救援活動を効果的、かつ円滑に実施するため、災害時及び平常時の取り組みに関する手順等をまとめた手引き書です。

《略号》

協定・・・・・・社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定

実施細則・・・・ 社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定実施細則

設置要領・・・・ 社会福祉協議会における災害救援活動連絡会議 (仮称) 設置要領

目 次

Ι	被災地社協マニュアノ	レ
---	------------	---

1	-	協定の適	1月する	災害	等		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	2	被災状況	2の情報	収集		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	}	災害救援	泛活動を	進め	るた	. め	のフ	方針	策	定			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	Į	協定にお	らける相	互支	援の	内	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	5	支援の要	诗			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
6	5	派遣職員	の服務	につ	いて		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
7	7	支援の期	門間			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
8	3	支援の受	之人れ			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
S)	県社協へ	の報告			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	0	センター	- (被災	地社	:協)	眉	11:	おじ	ける	連	携				•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
II	協	定社協立	アニュア	ル																				
1	-	被災地支	泛援計画	の策	定				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
2	2	県社協と	:市町村	社協	の協	,働	に。	よる	先	遣	活	動	0	考	え	方				•	•			8
3	}	先遣活動	めの実施	決定	につ) ()	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•			9
4	Į	市町村社	上協職員	によ	る先	造	隊の	の派	造	命	令			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
5	5	先遣隊に	こついて			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
6	5	職員派遣	色の実施			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13

Ⅲ その他マニュアル

1	派遣職員	の養成	・確	保	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
2	協定にお	ける連	絡調	整	につ	つい	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	19
3	連絡会議	の設置	. •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	19
4	相互支援	とにおけ	る費	用	負担	旦•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	20
5	日常的な	ニネット	ワー	ク	の相		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	• ;	20
6	社協職員	(コミ	ュニ	テ	15	7 —	カ	—)	と	L	て	の·	資	質(句_	上	•	•	•	•	•	• !	21
様式1	「災害救	缓活動	を進	め	る	こめ	0	活動	力方	'針	_		•	•	•		•	•	•	•	•	• !	23
別紙1	「災害ホ	ジ ランテ	ィア	'セ	ンタ	7 —	立	ち」	ニけ	"期	か	ら	復	興力	期	ま	で	の 。	運	営	支	援	J
													•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	25
別添	「災害救	後活動	に関	す	るり	(遣	支	接の) 要	請	及	び	受	ሊ-	手川	順	書	_					
														•						•	•	•	27

Ⅰ 被災地社協マニュアル

1 協定の適用する災害等

協定第2条では、適用する災害は災害対策基本法に定義される災害とし、多大な人的・ 物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた場合としています。

■災害対策基本法に定義される災害とは次のとおりです

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

2 被災状況の情報収集

前項に該当する災害により被災した場合、被災地社協は次に掲げる事項について情報の収集を行います。これは次項に述べる協定に基づく支援要請の判断基準にもなります。

■被災地社協職員の安否及び被災状況の確認

まず、災害が発生した場合は、法人独自の規程や基準により、職員が参集し連絡を取り合うことが一般的です。参集した職員達で姿の見えない職員や連絡の取れない職員の安否確認及び被災状況を確認する必要があります。

■介護サービス事業等の福祉サービス利用者の安否確認(被災地社協の初動期マニュアル等 に基づく活動)

社協事業の利用者の安否確認を行う必要があります。特に、独居世帯や高齢者世帯等の 要援助者を中心とした安否確認が必要です。

■公共交通機関の被災状況

交通網の被災状況の把握も急務です。状況によっては、孤立する集落がある可能性もあります。

また、今後駆けつける支援者や物資の配送等の問合せに対応するためにも必要です。

■家屋の被災状況

家屋の被災状況により、災害の規模もある程度把握できます。

また、今後予測されるニーズを把握することにもつながり、災害救援活動の方針策定に 役立ちます。

■ライフラインの被災状況

交通網以外にも、水・電気・ガス等のライフラインの被災状況を把握しておく必要があります。

また、被災地の状況を支援者にも周知させる必要もあります。

■人的被害状況

人的被害の状況を把握しておく必要がります。人的被害を把握することで、災害の規模 を把握するとともに、医療機関との連携が必要です。

■危険箇所・危険地域に関する状況

危険地域を予め把握しておく必要があります。危険地域はマスコミ等で取り上げられ、 関係団体や支援者が集まり易い場合もあります。

また、ニーズも多く出てくることも予測されますが、社協の役割として支援者の安全を 守る必要も同時にあります。まず、支援者自身の安全の確保のためにも把握しておく必要 があります。

■避難所の設置、開設状況

避難所でどのような支援が必要か把握する必要があります。特に、発災初期の段階では 様々な方が避難してきています。高齢の方や障害をもった方もいる可能性もあります。

避難者数がピークを迎える頃には、避難所は人であふれ、限られたスペースで協力し合いながら生活しなければならず、混乱した避難所では、様々なトラブルも予想されます。 特に、被災者の健康面・衛生面の状況は、行政に伝える必要も出てきます。

また、避難者のニーズを把握する際も、慎重に声かけをする必要があります。ただでさ え混乱している中で、外部からの支援を行う場合は、信用性を欠くような支援は厳禁です。 避難所の運営責任者は行政です。つまり、避難所内で何かトラブルがあると全て行政責 任となるので、支援を開始する際には事前に連絡をし、活動の趣旨・内容を理解してもら う必要もあります。認められた活動の範疇を超えた活動をすると信頼性を欠くことになり、 その後の活動に支障をきたす場合もあるので留意が必要です。

■民生委員・児童委員、町内会長等の被災状況

発災直後は、民生委員・児童委員や町内会長等、地域の見守り活動が機能しない可能性があります。過去の災害においてもほとんどの場合、自分の身を守るのに精一杯だったという報告もあがっています。

■その他災害救援活動を行うために必要な情報

発災時は特に、行政を中心とした関係団体との連絡調整が必要です。災害ボランティア活動や避難所支援を円滑に行うためには、予め行政や医療機関との担当窓口を把握しておく必要があります。

3 災害救援活動を進めるための方針策定

被災地社協は、前項に掲げる活動を集約・整理し、多大な人的・物的被害、並びに住民生活に甚大な支障が生じていると判断する場合は、災害救援活動を進めるための活動方針〔様式1〕(以下「災害救援活動計画」という。)を策定し、活動にあたることが重要です。

また、県社協は、この災害救援活動計画を受けて協定に定める支援を実行するため、 災害ボランティアセンター等推進拠点において、被災地支援を進めるための活動方針(以 下「被災地支援計画」)を策定します。被災地に派遣される先遣隊は、災害救援活動計画 を含む災害対応全般に関する提案や助言をすることが定められています(実施細則第10 条)。

なお、災害救援活動計画を策定するにあたっては、次に掲げる事項に留意して下さい。

■災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)開設の有無

災害はいつ発生するか、予測することは困難です。小規模災害の場合は、センターを開 設しなくても対応可能ですが、大規模災害や広域災害になると事情が変ってきます。被災 地のニーズも増大し、センターを開設しなくても、全国各地からボランティアが集まって くる可能性があるのです。予めどのような災害の場合にセンターを開設する必要があるか 知っておく必要もあります。

■被災地社協職員の被災状況及び災害救援活動参加可能職員数

センターを開設した場合等、規模(ニーズ・ボランティア取り扱い数)に応じた人員の 確保が必要となります。

また、状況ごとに必要とされるスキルも変わるため、経験者等の確保も必要です。被災 地社協職員でセンターの運営スタッフを確保するとともに、スタッフ数が不足の場合は、 協定社協に必要人数を要請する必要も出てきます。

■被災地域の範囲と被害状況

災害救援活動は、常に危険が潜んでいることを忘れないで下さい。地震の場合は、いつ 余震が起こるか予測不能であることや、洪水の場合は、少量の雨で土砂崩れを起こす危険 性もあります。そのため、ボランティアの安全性を確保するためにも、活動範囲は明確に しておく必要があります。過去の災害ボランティア活動でも、危険箇所に入ったため亡く なられた方もいます。活動範囲に関しては慎重に決定する必要があります。

■センター設置及び運営方法について

| i センターの組織体制|

センターを運営する上で、組織体制をスタッフに明確に示す必要があります。組織 体制が明確になることで、誰に責任の所在があり、また誰がどのセクションの担当者 なのかスタッフ間で理解することができます。これにより、担当窓口等が明確になり 活動の円滑化が図られます。

また、センターの設置場所については、避難所とは別の建物が望まれることや、広 い駐車場が隣接される等の設置条件もあります。

センターの1日の流れ

センターの1日の流れを明確に示す必要があります。何時に開所し、何時に閉所す る、また、ミーティングは 1 日何回で何時に行うなど、スタッフ間で周知・共有する 必要があります。1日の流れを示すことによって、決められた時間内で活動にメリハ リをつけたり、情報交換の円滑化が期待できます。

iii 災害ボランティアセンターのスタッフの役割

過去の災害をみても、センターによって組織体制はそれぞれ違いますが、被災者と ボランティアを支援するための様々なセクションが必要になります。

また、協定社協の職員をはじめ、関東ブロック都県指定都市や全国域の社協職員、 NPO 法人の職員や県内外のボランティア等がスタッフとして係わることになる場合は、 それぞれの特性を生かして適材適所に配置し、役割を明確にする必要があります。

iv 活動期間

センターの運営がある程度軌道にのったら、中・長期的な視点で活動期間をいつまでにするか、活動の終息時期を見定める必要があります。大きなニーズを残したまま、センターは閉所できないし、ニーズが無いのにいつまでも続ける必要もありません。 そのため期間を明確にしなければなりません。

また、期間が明確になることで協定社協の支援体制やローテーションの構築も円滑 になります。

■被災者が必要とする支援内容の把握

支援を行う前に、あらかじめ被災者が抱えているニーズを把握しておく必要があります。 被災者が必要としている活動でなければ、それは単なる押し付けであったり、迷惑になる 可能性も出てきます。必要としている活動を見極め、しっかりとニーズとマッチングさせ なければなりません。

また、ニーズは地域・時期等によって変わってくるため、以前の支援方法がそのまま適 応できるわけではないことを留意しておく必要があります。

■社協及び社協事業(介護保険事業等)利用者支援について

発災当初では、被災地社協が行っている介護保険事業等も機能しにくいこともあります。 ライフラインの復旧の間、或いは事業従事者の被災、センター運営スタッフとして動員が かけられるなどの状況から事業の再開が難しい場合もあります。

■地域福祉活動の実施及び支援について

災害により、被災地社協の通常業務は一時的に中断する可能性があります。

しかし、従来から地元で築き上げてきた小地域ネットワークやサロン活動及びボランティア育成等の支援は、地域のために非常に重要な活動といえます。住民間同士のつながりや、関係団体との協力の下、コミュニティを再構築する必要が出てきます。

また、災害を契機に浮き彫りになった地域の課題にも取り組んでいく必要もあります。

■避難所の開設状況及び支援について

避難所がどこにあって、何人避難しているか把握しておく必要があります。一言で避難所といっても、地区によって住民構成に違いがあったり、支援物資等の量も違ってきます。 過去の災害をみても、人数の多い避難所には、支援者や支援物資が多く届いたり、また、 逆に僻地であったり少人数の避難所では、支援が遅れがちになる傾向がみられました。

■仮設住宅支援について

大規模地震の場合、発災後約1ヶ月で仮設住宅の入居が始まることが多いようです。入居者の大半は家屋が倒壊し、否応なく仮設住宅に入居せざるをえない人たちです。災害の経験と慣れない生活で多くの不安を抱えている可能性があるのに、そこに見知らぬ支援者が訪問して、支援を行おうとしても、警戒される場合も考えられます。慎重に支援を行っていく一方で、気長に信頼関係を築いていくことが重要です。

また、イベント等をツールに関係作りを行うのも効果的と考えられます。

■その他災害救援活動を行うために必要な事項

被災地社協は、被災状況を加味し、被災者が何を求めているのか、それに対してどのような支援が必要なのか、その支援を行うためには何が必要なのか検討する必要があります。 判断に迷う場合は、他団体からアドバイスを受けることも必要ですが、あくまで災害救援活動計画の決定権は被災地社協にあります。被災地のことを一番理解している地元社協だからこそ、災害救援活動計画を作ることができるという自覚を持って計画を策定して下さい。

なお、協定の支援の必要性を判断する場合は、被災状況だけでなく、被災地の災害対策本部の状況や被災地社協の意向を確認する必要があります。被害が少なくてもボランティアを必要とするケースがあったり、その逆も考えられるためです。

4 協定における相互支援の内容

協定第3条では、協定社協間で相互に行う支援を以下のとおり定めています。

- 被災直後の被災状況把握、情報収集及び調査活動
- 災害全般に関する情報収集、提供及び発信
- 災害救援活動の開始及び終息に関する意見交換
- 災害ボランティアセンター等推進拠点の設置及び運営
- 災害時要援助者等の生活課題の解決に向けた組織的対応
- その他、被災地社協を支援するために必要と認められる諸活動

5 支援の要請

協定第4条では、支援を受けようとする被災地社協会長は県社協会長に対し要請を行うことを定めています。被災地に派遣される先遣隊員にも、協定社協の支援の必要性に関する助言を被災地社協に行うことが任務として定められており(実施細則第10条)、支援要請は、過去に災害救援活動経験がある先遣隊員の助言や指示を仰ぎながら判断することも重要です。

なお、支援を要請するにあたっての留意事項は次のとおりです。

■職員派遣の有無

県社協は被災地社協から支援要請を受け支援を行う場合は、協定社協に対し職員派遣の依頼を行います。その際に、必要人数や派遣ローテーションの期間等の調整が必要となります。被災地社協の災害救援活動方針に基づき職員派遣の調整を行うので、現状と長期的な展望を示し、どのような人材がどれだけ必要か伝える必要があります。

■職員派遣を要請する期間

ある程度、センターの活動期間の目処を立てる必要があります。

また、その期間内でどのようなローテーションを組んで市町村社協に職員派遣を行って もらうか等も検討する必要があります。

■支援を必要とする事項及び内容

被災地のニーズを把握する必要があります。どのようなニーズが多いのか、今後のニーズ がどのように変化していくか、また、センターで対応できるのか判断する必要もあります。

■派遣される職員の活動場所及び任務の具体的内容

センター運営業務の内容や、ニーズに対応した現地の活動内容を把握しておく必要があります。

また、職員を派遣する市町村社協には予め予測される活動内容を伝えることも重要です。

■災害救援活動に係る資金、物資等の調達方法

活動を継続するためには、資金・物資の確保が必要です。共同募金会災害準備金制度の活用や、必要物資や資機材の確保方法等について、災害対策本部との連携を密にしておく必要があります。

■社協業務に関する支援の必要性

災害時はセンターの運営以外でも、社協通常業務の支援が必要な場合が出てきます。特に、町村域といった小規模な社協では、通常業務が滞る可能性もあります。このため、社協通常業務に関する支援についても検討する必要があります。

6 派遣職員の服務について

実施細則第18条では、「派遣職員は被災地社協会長の命に従い任務を遂行する。」と定めています。これは派遣職員の任務遂行上の指揮命令系統を明確にしたもので、派遣職員は被災地社協会長の指示を仰ぎながら業務を進めるとともに、同時に被災地社協は派遣職員の業務遂行状況を適切に管理することが求められます。

7 支援の期間

支援の期間は原則として県社協会長と被災地社協会長が協議のうえ決定する(協定第6条)と定められています。支援が長期に亘る場合、支援期間を決定するためには、被災地社協が策定する災害救援活動計画の随時見直しによる検討が必要になります。

8 支援の受入れ

被災地社協は、支援の要請が承認された場合は、その受け入れ体制の準備が必要になります。事前に県社協を通じて被災地の状況や、おおまかな活動内容は伝わっているはずですが、実際に現地での活動になると派遣側が想像していたものと大きく違っている可能性もあります。正確に被災地での活動内容やセンターの組織体制を伝えることにより、より活動の円滑化が期待されます。

また、センターの運営経験の有無等で派遣される職員にもかなりの個人差も出てきますが、その点も考慮し、あせらず正確な指示を出す必要もあります。

(1) 職員派遣の受け入れ

① 県外社協の対応について関東ブロック内社協をはじめとする県外社協の連絡調整は県社協が対応します。

- ② 関係団体の支援の申し出について 関係団体から支援の申し出があった場合は、団体の活動の性質等を考慮し判断 します。
- ③ 派遣される職員の勤務体制
 - ア 派遣される職員の健康等に配慮した交代勤務体制を構築します
 - イ 派遣される職員の交代に伴う業務引継ぎやセンター運営を円滑に行うため、 派遣される期間(日数)を定めます
 - ウ 派遣される時期に応じて、必要な知識及び技能を持った職員の派遣を要請す る必要があります

(2) センターの組織体制

被災状況や規模に応じた組織運営体制を構築し、設置した部署等を運営するため に必要な職員数等について明確にする必要があります。

また、派遣職員の役割を明確にし、活動し易い環境を整備する必要もあります。

9 県社協への報告

被災地社協は、災害救援活動に必要な情報及びセンター設置・運営状況等について、 随時、県社協へ報告を行う必要があります。

県社協は、被災地社協からの報告をもとに、ボランティアや関係団体等の問合せに対 応(窓口開設)したり、全国に向けて情報を発信する等の役割を担います。

報告内容は、ボランティア取り扱い数やボランティア活動の内容、活動スタッフ数や 活動に伴う事故や怪我についても報告する必要があります。

10 センター(被災地社協)間における連携

広域災害等により、センターが複数設置される場合、各センター間で連携を密にしな がら災害救援活動にあたる必要があります。被災者への支援方法やセンターが閉鎖する 時期等、被災地社協間で連絡を取り合いながら進めなければならない事項もあります。 一定の足並みをそろえないとボランティアやマスコミが集中したり、1 ヶ所に物資が大 量に届く場合があるからです。

また、長期になると徐々に被災地社協ごとに活動に差異が出る可能性も否めません。 その際の連絡調整も重要になります。

なお、各被災地社協と連絡調整をする場合は、それぞれ現地に県社協職員が派遣され ているため、県社協を通じて行うと円滑になる場合もあります。

- ※ 情報の管理や協定社協間の連絡調整等は主に県社協が担いますが、もし、新潟市や その近隣で大規模災害が発生した場合は、県社協が機能しなくなる可能性があります。 その場合は、連絡調整機関を他に移す可能性もあります。
- ※ 協定社協の支援の要請や派遣の受入手順については、別添「災害救援活動に関する 派遣支援の要請及び受入手順書」を同様に参照下さい。

Ⅱ 協定社協マニュアル

1 被災地支援計画の策定

県社協は、先遣隊の報告や災害救援活動計画の提出を受け、次に掲げる事項に関する 被災地支援計画を策定し、協定に定める相互支援を実行する必要があります。

この被災地支援計画は、被災地の支援活動の終息期を概ねに期間設定した後、活動の前期、中期、後期などの単位期間別に具体的な相互支援方策を立案し策定することが求められます。

また、この計画は、市町村社協に対し、職員の派遣期間やローテーションの目処を立ててもらうため周知が必要です。

《被災地支援計画に必要な事項》

- 相互支援開始から終了までの概ねの期間
- 災害時要援助者等の生活課題に関するニーズ集約
- ボランティア受け入れ見込み人数
- 災害ボランティアセンター等推進拠点の職員(スタッフ)必要人数
- 支援社協からの派遣職員依頼人数
- 支援社協以外の団体からの派遣職員依頼人数
- 派遣時期に適した派遣職員の人選基準の設定
- その他、被災地社協支援に必要な事項

2 県社協と市町村社協の協働による先遣活動の考え方

発災時に市町村社協は、本所及び支所の所管地域の被災状況を調査・把握するための 情報収集や調査活動(先遣活動)を実施しなければなりません。

しかし、災害の規模等によっては、この活動が迅速に整わないケースが過去の災害で 見受けられたことから、外部からの先遣活動を支援する必要があり、従来は県社協が主 体となり実施していました。

このたびの新潟県中越沖地震では、先遣活動を県社協が行うと同時に、被災地周辺の 市町村社協が自主的に、相互扶助の精神に基づき被災地へ赴き、先遣活動やセンター立 ち上げまで提案や助言をするなど効率的な活動がなされました。

この活動実績をふまえ、広域災害等に対応できる先遣隊確保のためにも、先遣活動は、 県社協と市町村社協の協働により実施します。具体的には、広域災害で、先遣活動を実 施する必要があるエリアが複数存在する場合や、県社協が被災し機能しない場合などの 対応も視野に入れています。

《協働による先遣活動実施の判断基準》

■ 新潟県社協による単独派遣

- 1 派遣先が県社協から比較的近距離な場合
- 2 派遣先が県社協災害ボランティア班員(先遣隊員)で対応可能な場合
- 3 その他

■ 新潟県社協及び市町村社協職員による合同派遣

- 1 派遣先が県社協から比較的遠距離な場合
- 2 広域災害により派遣先が多く、県社協災害ボランティア班員(先遣隊員)で対応 出来ない場合
- 3 県社協から派遣先までの交通機関に支障が出ていると予測される場合
- 4 その他

■ 市町村社協職員による単独派遣

- 1 県社協災害ボランティア班員(先遣隊員)を派遣できない場合
- 2 県社協から派遣先までの交通機関に支障があり、県社協災害ボランティア班員 (先遣隊)を派遣できない場合
- 3 その他

《先遣隊の指揮者》

■ 新潟県社協及び市町村社協職員による合同派遣 新潟県社協職員を指揮者とする。

■ 市町村社協職員による単独派遣

新潟県社協が、隊員のうち知識や経験が豊富な者に指揮を依頼する。

■留意事項■

先遣隊が複数隊派遣される場合は、それぞれの被災地の状況や支援の必要性等に関 して相互に連携・共有し、派遣先だけではなく広い視点を持ちながら任務を遂行する ことが求められます。このため、指揮者は相互の連絡調整役を担い、必要があれば被 災地において現地連絡会議を開くなど、遂時情報を共有する活動も必要とされます。

3 先遺活動の実施決定について

協定第3条第1号の相互支援の内容として定める「被災直後における被災状況の把握、 情報収集及び調査活動」は先遣活動の任務として位置づけられています。

被災地からの支援要請を受け、県社協会長が支援を決定する場合に限らず、この活動 を迅速かつ効率的に行うため、県社協会長が必要と認めた場合は、先遣隊の派遣を決定 することができます。(実施細則第11条)

4 市町村社協職員による先遣隊の派遣命令について

登録する市町村社協職員を先遣隊として派遣する必要が生じた場合、県社協会長は派遣職員の所属社協会長に対し、派遣依頼を行います。これを受け所属社協会長は、派遣可能な職員を選出し、その職員に対し派遣命令を行います(実施細則第13条・第14条・第15条)。

5 先遣隊について

(1) 先遣隊の構成員と任用

実施細則第7条では、先遣隊の構成員は次の資格を全て備える者と定めています。

- 過去の災害救援活動の日数が概ね30日以上であること。
- 災害ボランティアセンターの開設に携わった経験を有していること。

また、隊員の任用は、実施細則第3条に定める、災害時において派遣が可能である職員として、県社協に登録された者のうち、別表に掲げる「上級者」に区分された者のうち、上記の資格を全て有する者を任用します。

[別表] 派遣職員の管理区分

区分	区 分 す る 目 安	備考
	① 過去の災害救援活動の日数が概ね30日	
	以上であること	
上 級 者	② 災害ボランティアセンターの開設に携	①及び②の項目に該当す
※右のいずれかの	わった経験を有していること	る者を原則として先遣隊
項目に該当する者	③ 災害救援活動の経験を有していなくて	員に任用する。
	も、災害救援活動に関する研修会(上級	
	編)の受講を終了していること	
	① 過去の災害救援活動日数概ね10日以上	
中 級 者	30日未満であること	
※右のいずれかの	② 災害救援活動の経験を有していなくて	
項目に該当する者	も、災害救援活動に関する研修会(中級	
	編)の受講を終了していること	
	① 過去の災害救援活動日数概ね10日未満	
初 級 者	であること	
※右のいずれかの	② 災害救援活動の経験を有していなくて	
項目に該当する者	も、災害救援活動に関する研修会(初級	
	編)の受講を終了していること	

★「災害ボランティアセンターの開設に携わった経験」を条件とする理由★

先遣隊は、「被災状況の情報収集」及び「被災地社協への提案及び助言」を任務としています。 (実施細則第10条(隊員の任務)より。)

特に、「提案」及び「助言」に関しては、「地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応」をはじめ、「災害ボランティアセンターの設置・運営」など、被災地社協の活動全般について、"スーパーバイズ"的な役割が求められます。

また、先遣活動直後の「災害ボランティアセンター開設準備期」及び「災害ボランティアセンター運営初期」において、災害ボランティアセンターの運営が軌道に乗るまで(※1)、または、後続の派遣職員が配置されるまで(※2)など、被災地の状況変化によって臨機に対応することも求められます。

このことから、「災害ボランティアセンターの開設に携わった経験」を条件に付するものです。

【災害ボランティアセンター開設・運営を想定した職員の派遣】

1人口小人	ファイアゼンダー	用政・建呂で忠ル				
	先遣活動	災害VC 開設準備期	災害VC 運営初期	災害VC 運営中期	災害VC 運営後期	閉鎖期
先遣隊		4				
(適任者)						
派遣職員		← <u></u> <u>*</u> * 2				
(適任者)		2	2	222	【その他】 ・地域福祉活動専門員 ・生活支援相談員	【その他】 ・地域福祉活動専門員 ・生活支援相談員

【注釈】

VC:ボランティアセンターの略語



(2) 先遣隊の任務

実施細則第10条では、以下のとおり先遣隊員の任務を定めています。

なお、この任務は、実際の先遣活動項目を整理し標準化した、実施細則別記様式2 「先遣隊活動項目確認表」に基づき実施します。

《先遣隊の任務》

- 被災状況の情報収集及び調査活動
 - 1 被災状況の情報収集及び調査活動
 - ア 被災地域の被害状況
 - イ 被災地社協の被害状況
 - 2 被災地社協への提案・助言活動
 - ア 地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応
 - イ 災害ボランティアセンターの設置及び運営
 - ウ 協定社協及び県内社協による支援の必要性
 - 3 その他、被災地社協への支援を円滑に行うために必要な諸活動

■留意事項■

「先遣活動項目確認表」に掲げる項目は、先遣隊の役割である被災地社協に対する提案 及び助言するための判断基準となるもので、災害対策本部及び関係機関から、又は自らの 見知による情報集活動をもとに、できる限り正確な状況等を把握し、その情報源について も併せて記入します。

(3) 先遣隊の編成

先遣隊の編成は、1隊に付き県社協及び市町村社協職員をあわせた4人を定数として定めています(実施細則第9条)。災害の規模等の影響により、広域災害などで、派遣隊数が多くなることを想定した場合、県社協及び市町村社協のそれぞれの人数構成は定めず、状況に応じ編成することとしています。

(4) 先遣隊の派遣調整

先遣隊の統括は県社協が担います。県社協は、派遣の依頼を行う場合に、以下の 事項を調整します(実施細則第20条)。

- 先遣隊(員)に関する調整
 - ア 派遣する隊の編制
 - イ 派遣する期間
 - ウ その他、派遣に必要な事項

6 職員派遣の実施

新潟県中越沖地震では、前項に述べた先遣隊派遣に引き続き、センターの立ち上げや 運営のため市町村社協職員が長期間に亘り被災地へ派遣されました。実施細則では、職 員派遣に必要なルールを定めています。

(1) 派遣職員の服務

実施細則第18条1項では、「派遣職員の服務は派遣を受けた被災地の遵守事項等を 適用する。」と定めています。これは、派遣職員が任務遂行上で守るべき義務や規律 を明確にしたものです。

また、同規定第18条2項では、「派遣職員は被災地社協会長の命に従い任務を遂行する。」と定めています。これは派遣職員の任務遂行上の指揮命令系統を明確にしたもので、派遣職員は被災地社協会長の指示を仰ぎながら業務を遂行することが求められます。

(2) 派遣職員に係る災害補償について

実施細則第19条では、派遣職員が任務の遂行上で事故が生じた場合、原則として派遣する協定社協が本人又はその遺族に対して必要な補償を行うことを定めています。これは、派遣する職員は、協定社協の派遣命令(業務命令)を受け派遣されるため、派遣職員に万が一の事故が生じた場合は、協定社協の賠償責任のもと就業規則等に定める補償を行うことを明記したものです。ただし、その事故が何らかの過失等により生じた場合は、関係者が賠償の責務を負うことになります。

(3) 支援社協の派遣職員の登録

実施細則第3条では、災害時において派遣可能な職員を予め県社協に届出し、登録すると定めています。

次の図「派遣職員の登録・管理」のとおり、県社協は、登録者を上級者、中級者、 初級者の区分に基づき管理し、市町村社協は新規届出や登録事項の変更、登録者の 削除があった場合は随時、県社協に届出します。

「派遣職員の登録・管理]

市町村社協

実施細則第3条別記様式1「災害救援活動に関する派遣職員届出書」に必要事項を記入し提出。

- 新規届出
 - 登録する職員を「上級者」・「中級者」・「初級者」に区分する。
- ② 登録事項の変更
- 氏名変更、活動の経歴、区分(等級)等に変更が生じたときに届出する。
- 3 登録者の削除
- 登録者が退職したときなど登録名簿から抹消したいときに届出する。

提出

県 社協

市町村社協より提出された届出書をもとに「災害救援活動に関する派遣職員管理名簿」を作成し、管理する。



初級者

登録

★先遣隊員の任用(同時登録管理)★ 左図:★

上級者として登録した者のうち、次に掲げるいずれの条件をも満たした者を先遣隊員として任用します。(実施細則第8条第1項(隊員の任用)より)

- 過去の災害救援活動の日数が概ね30日以上の経験を有する者
- ② 災害ボランティアセンターの開設に携わった経験を有する者

★先遣隊員の配置数★

定足数はありません。

なお、次に掲げる状況になったとき、上記条件を満たさない者で あっても先遣隊員として任用する場合があります。

│ ただし、任用する場合は、上級者のうちから先遣隊員と同等の知 │識、経験を有していると認める者とします。

- |❶ 県内(上・中・下越地域)均一に配置できないとき
- ❷ 先遣隊員が少数となったとき
- ❸ その他充分な配置体制が図れないとき

(4) 派遣する職員

派遣される職員は、センター運営時期に適した人材など、ある程度は被災地の支援活動に即した人材が望まれます。派遣される職員の人選基準(目安)は以下に掲げるとおりです。

また、過去の災害を検証し、センター立ち上げ期から復興期までの運営支援について整理したものが、別紙1「災害ボランティアセンター立ち上げ期から復興期までの運営支援」であり、同様に参照して下さい。

《発災直後(発災~センター開設)》※震災の場合

■ センターの状況

発災時においては、社協の組織自体の混乱が予想される。職員の安否確認から始まり、社協サービス利用者の安否確認や独自で把握している要援助者の安否確認が必要である。またライフラインは災害の規模にもよるが機能していないことが予想される。そのような状況の中で、ボランティアは県内はもちろん、全国から駆けつけてる。災害支援団体(NPO 法人等)やマスコミもボランティアの動向が気になり被災地に集まり始める。

よって、被災地社協では、センター開設の判断が早急に必要となってくる。 そのために被害状況・ニーズ情報を迅速に把握し、ボランティアの受入が必要 かどうか、またセンターを開設できたとしても、ボランティアを受け止められ るキャパ (スタッフ・資材等) があるのかどうか判断力が必要となる。

また、センターを開設するにあたって、行政関係等との連絡調整を適切に行い、センターに対する協力と周知について理解してもらわなければならない。

■ 派遣する職員の目安

派遣職員のうち派遣職員管理区分による「上級者(先遣隊有資格者を含む)」として認められる者が属することが適任であると思われる。

《センター開設直後およびセンター運営の初期(おおよそセンター開設から1週目 ~2週目)》

■ センターの状況

ライフラインは徐々に復旧していくが、初期の段階では満足できる水準には 到達できないと考えられる。また地震の場合は強い余震の危険性もあるため、 安全性を考慮し、ボランティア活動を制限しなければならないケースがある。

ボランティア数は急激に増え始め、活動に関する問合せも殺到する。ボランティア以外にも関係団体・マスコミからの問合せも多くなる。センターでは、 それぞれに対応できる組織体制を構築し柔軟にコーディネートを行わなければ ならない。

この時期は状況の変化も激しく、ニーズも徐々に拡大し、併せてクレームが増加する。スタッフの数も増えスタッフをコーディネートする必要も出てくる。総じて、センターの信用性が問われる重要な時期である。センターに何が必要でどのような方針で被災者を支援していくか方向付けしなければならない。

■ 派遣する職員の目安

派遣職員のうち、派遣職員管理区分による「上級者」として認められる者が 属することが適任であると思われる。

《センター運営の中期(2週目~3週目)》

■ センターの状況

初期から比べると、ボランティア数も落ち着き始め、ニーズも減少傾向になる。 センターの機能も確立され、大半の事項は対応できるようになる。ライフラ インも復旧が進み、移動や情報の伝達が円滑になる。マスコミや関係団体から の問合せも減少し、比較的安定してセンターを運営できる時期といえる。ただ し、仮設住宅の引越し等新たなニーズが出てくる可能性がある。

また、ニーズの動向については、災害ニーズから生活ニーズに移り変わり始める。

■ 派遣する職員の目安

派遣職員のうち、派遣職員管理区分による「上級者」、「中級者」および「初級者」として認められる者が属することが適任であると思われる。

《センター運営の後期(3週目~4週目)》

■ センターの状況

ニーズ数・ボランティア数は減少を辿り、センターの機能を段階的に縮小させ、閉鎖へのプロセスを計画しなければならない時期である。ニーズ数が減少したからといって、地域のニーズが全て解消されたわけではなく、潜在的ニーズが眠っている可能性がある。

一方、センターに問合せのあるニーズは、ほとんど生活ニーズに変りいつまでも支援を続けていると、被災者の自立を阻害する可能性もある。そのため、様々な観点からセンターを客観的に見て、閉鎖時期を判断しなければならない。また、センターを閉鎖しても、機能が全てなくなるわけではなく、センター閉鎖後の社協業務についてのプランニングも必要となってくる。センター閉鎖にあたっては、被災者及びボランティア・関係団体への周知も必要になる。

■ 派遣する職員の目安

派遣職員のうち、派遣職員管理区分による災害救援活動の「上級者」および「中級者」として認められる者が属することが適任であると思われる。

また、初期段階に関わった職員やセンター閉鎖後の社協活動を進めていく上で、「地域福祉活動専門員」、「生活支援相談員」が属することも適任と思われる。

《センター閉鎖後の支援・復興期》

■ 被災地社協の状況

当分の間は記録の整理や経費の試算など開設時の残務が残っている可能性がある。

また、ライフライン等のハード面は本来の姿を取り戻していくが、被災者においてはメンタル面等のソフト面で支援を必要としている人が残されている可能性がある。住み慣れた家から離れ、仮設住宅での暮らしを余儀なくされてい

る被災者がいることも考えられ、社協の業務として発災前にはなかった業務を 行わなければならない可能性がある。それを逆手にとって、災害の経験を踏ま えた地域福祉活動の推進を進められる可能性もある。

■ 派遣する職員の目安

派遣職員のうち、派遣職員管理区分による「上級者」として認められる者が 属することが適任であると思われる。

また、センターの運営に長期間で携わって状況に精通している者や、「地域福祉活動専門員」、「生活支援相談員」が属することも適任と思われる。

(5) 派遣人数と派遣体制について

① 派遣人数

過去の災害派遣の経験から派遣される職員数は、単独派遣は活動面や引継ぎをする上で難点が多いため、各協定社協より最低2名以上が望ましいと思われます。

県社協では、被災地の災害救援活動計画に基づき、派遣職員を調整し依頼することになるので、協定社協は被災地の支援活動に即した人材を選出することが求められます。

② 派遣体制

派遣が長期間に亘る場合は交代制をとるなど、協定社協内で派遣体制を構築する必要が出てきます。

また、ある程度、固定されたセクションに継続的に派遣される場合は、協定 社協内の派遣職員同志で担当セクションの業務引継をすることが求められます。

③ 派遣交替の期間

過去の災害派遣の経験から、派遣職員の交替期間は最低3日間で同一人物の派遣が望ましいと思われます。被災地で活動する上で、初日は前任者からの業務引継ぎをし、2日目は活動日、3日目は後任者への業務引継ぎの日とするため最低3日間としています。

また、派遣交替の期間中、日替わりで別の職員が派遣されると、この引継ぎが円滑に行われず、センター運営に支障をきたす場面もあります。派遣交替の期間は、出来る限り同一人物の派遣が必要です。

(6) 派遣職員の役割

被災地の状況や災害復旧の状況等により、災害ボランティアセンターの機能に変化があることを踏まえた上で、以下に掲げる役割に基づいて災害救援活動に取り組むものとします。

また、派遣職員は、所属社協や後続派遣者に対し、被災地の状況やセンターの 運営状況等に関する情報を詳細に報告する役割があります。

なお、過去の災害で県内社協職員が担った役割の例は以下のとおりです。

セクション名	役割の例
■総務	・現場、庶務の統括(物資の受入・経理、センタースタッフのコー
	ディネート等) ・マスコミ対応 ・苦情対応 ・補償対応 (ボラ
	ンティア保険等) ・関係団体等との連絡調整(行政・県社協等)
	・イベントの企画 ・センターミーティング・会議の進行等
■ 受付	・ボランティアの受付・ボランティア保険の加入手続き等
■ ニーズ	・依頼者からのニーズ受付(電話・来所)
	・ボランティア依頼表の作成・活動先の地図作成等
■ マッチング	・ニーズとボランティア活動者のマッチング
	・ボランティアへのオリエンテーション
	・ニーズ依頼者へボランティア訪問前の最終確認
	・ボランティア活動終了後の活動報告書の受け取り
	・送迎班との連絡調整
■ 車輌・送迎	・送迎業務・車輌の管理
■ 資材	・資材の管理 ・資材の受け渡し
■ 情報・広報	・情報管理
	・災害ボランティアセンター周知のための広報活動
■ 救護	・病気、怪我人対応
■ その他	・引越し班 仮設住宅への引越し支援。
	・炊き出し班 炊き出しのコーディネート。
	・避難所支援 避難所の運営支援及びニーズ調査。
W & b THILL WA	・相談支援班被災者から寄せられる、諸制度の相談対応等。

[※] なお、現地で必要としている支援の内容や、スタッフの業務・派遣日数は被災地の状況に応じて変化します。その際の被災地支援計画の変更や現地の状況は県社協がEメールやFAX等を活用して情報発信します。

(6) 派遣職員の調整

新潟県中越地震や新潟県中越沖地震では、県内市町村社協職員の派遣調整を県社協が全て調整していました。迅速な職員派遣を実施するために、調整機関が統一されていることは大きなメリットがありましたが、逆に、依頼する市町村社協の職員数の規模によって調整が難航し、派遣職員を確保するまで時間がかかるなどのデメリットも生じました。このため、災害の規模や、必要とされる支援の期間等によっては、県社協が、県内の地域を代表する市町村社協にその地域内の職員派遣の調整を依頼する場合もあります。

この場合、被災地に隣接する地域からは速やかな調整による派遣が実施される ことになり、必要とされる職員数をその地域内の社協間で補い確保すること等の メリットが考えられます。

Ⅲ その他マニュアル

1 派遣職員の養成・確保

協定第7条では、協定社協は災害救援活動を的確に遂行できる職員を積極的に育成及 び養成し確保に努めることを定めています。このことは、各協定社協で計画的な実施が 求められますが、外部派遣による育成及び養成研修は以下のとおりです。

また、今後、県社協及び市町村社協が実施する災害救援活動に関する人材養成研修カリキュラムを上級・中級・初級といった階層別に編成することが課題としてあげられます。

《派遣職員養成のための研修》

No.	研 修 名	実施団体名	備考
1	災害ボランティアセンター運営支援者研修	全社協主催	県社協推薦必要
2	災害ボランティアコーディネーター養成研修	県社協主催	
3	災害ボランティアコーディネーター養成研修	新潟県災害ボラ	
	(初級、中級、上級研修を年次実施)	活動連協主催	
4	災害ボランティアセンター設置訓練・	その他市町村社協	
	災害ボランティアコーディネーター養成研修等	主催の研修	

2 協定における連絡調整について

協定第8条では、協定社協間の相互支援に関する連絡調整役を県社協が行うことを定めています。

平時における連絡調整として、①緊急時の協定社協間の連絡網の周知徹底や、②派遣職員の養成及び育成のための研修会の実施、などが挙げられます。

また、災害時における連絡調整として、①被災地社協の被災状況把握や、②支援の決 定やその期間に関する調整、③派遣職員や先遣隊の派遣調整、などがあります。

なお、これと同時に、協定社協は、災害時に係わらず、日常的にも連絡調整を厳密に 行うことが求められます。

3 連絡会議の設置

協定第9条では支援体制確立のため連絡会議を設置することを定めています。協定締結後においても支援体制のあり方の見直しや平時における取り組みの推進、災害救援活動等に関する情報交換等を目的に設置するものです。

《連絡会議の協議事項》

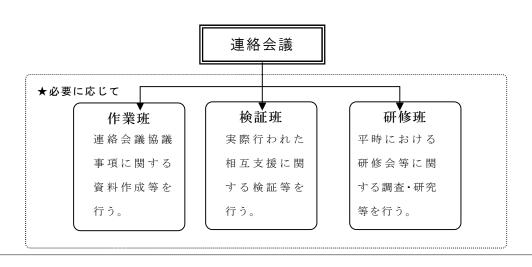
- 相互支援項目に関する事項
- 相互支援に関する職員派遣に関する事項
- 協定第8条に規定する連絡調整に関する事項
- 迅速かつ効果的な支援体制確立のための事項

設置要領において会議の設置について詳細を定めており、連絡会議の委員は市町村社 協及び県社協事務局長6人の定数とし、会議は県社協会長が招集し年2回開催します。

また、協議事項に調査、研究及び検証を行うため必要な組織を置くことができると定めており、この組織の設置イメージは以下のとおりです。

連絡会議において協議されたい事項について、県社協地域福祉課との協働のもと、調査・研究、資料の提出等を行うものとする。例えば、「連絡会議協議事項に関する調査・研究、資料作成」、「協定第4条に規定する相互支援の実施に関する検証」などが考えられる。

必要な組織とは、「○○作業班」、「○○検証班」など。



4 相互支援における費用負担

協定第10条は、協定第3条の相互支援内容に要する経費は原則として支援する協定 社協が負担することと定めています。これにより協定社協は、平時において災害救援 活動に充てる財源を確保する必要があります。

5 日常的なネットワークの構築

災害時に地域組織の協力を得られることにより、支援が非常に円滑になります。日常的な要援助者支援や見守り活動がそのまま、災害時の支援活動につながったというケースも多くあります。日頃から地域組織とのつながりを強固にしておく必要があります。

また、地域だけではなく地元行政や関係機関との連携も強化しておくと支援が円滑になる可能性があります。

災害ボランティアセンターを設置する際に、主な支援者は県内市町村社協となります。日常的に他市町村社協と顔の見える関係作りをしておけば、災害時にとても心強い支援者となってくれます。県内全域との日常的なつながりは難しいかもしれませんが、日頃から日常生活自立支援事業の圏域等、近隣市町村社協とのつながりを意識していく必要があります。

6 社協職員(コミュニティワーカー)としての資質向上

災害時の支援も、社協の本来業務であるコミュニティワークと関連することが多くあります。

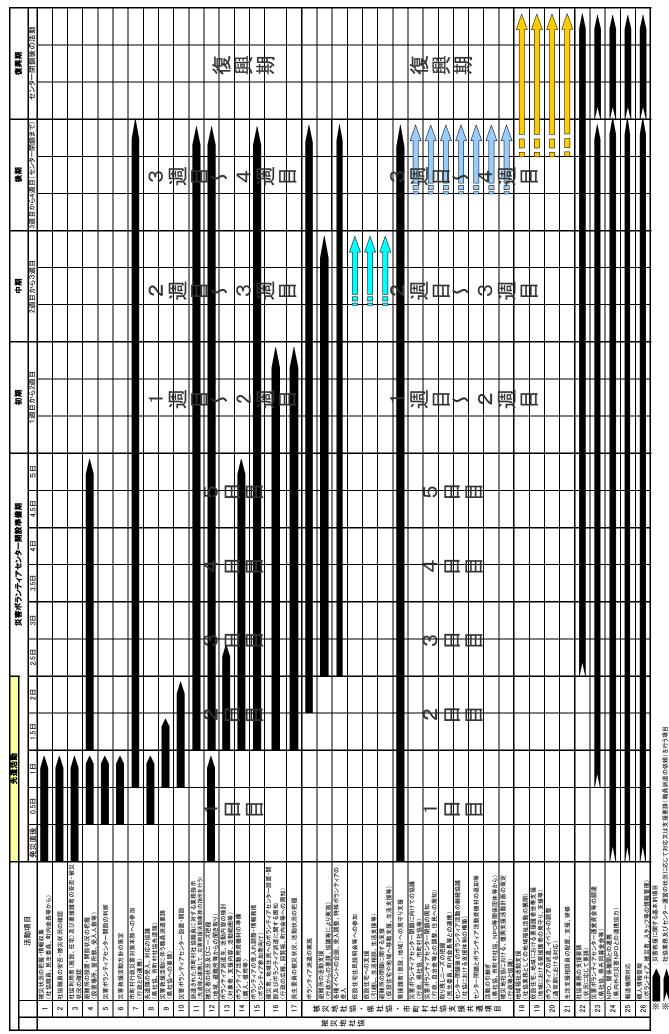
社協の本来業務は地域福祉の推進です。そのため、社協職員は日頃から地域に出向いて、住民のニーズや地域の課題を把握し、関係機関と協力して適切なサービスを企画・ 実施します。

また、小地域福祉活動の推進やサロン活動等、地域のつながり作りも推進しています。 災害支援と多くの点で共通することがわかります。そのため、日常的にコミュニティワーク技法を修得しておけば、災害時の支援でも応用できる可能性があるのです。

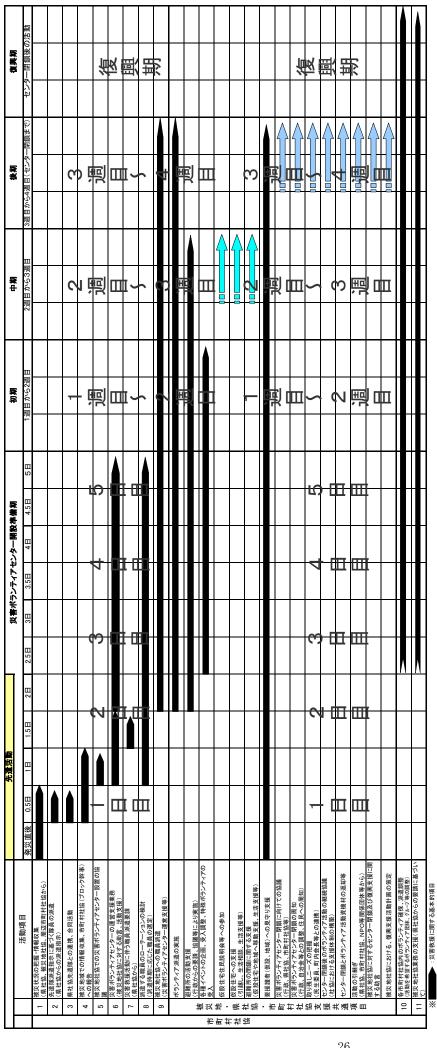
災害によって浮き彫りになってきたニーズは、それまで地域に潜在していたニーズとも言えます。そのようなニーズをどのように解決していくかも社協のコミュニティワーカーの力量次第といえます。

災害救援活動を進めるための活動方針(災害救援活動計画)

発災15日~21目					
発災8日目~14目					
発災3日目~7日目					
発災直後(1~2日目)					
	後 を を の の の の の の の の の の の の の	ボラン 各時期の想定され ティア受 るボランティア受 け入れ見 入れ見込み数を記 込み数 載	センター 必要数・ローテー 運営ス ション・登録管理 タッフ見 区分に基づく派遣 込み数等 等を記載	海 た が を が 世期に結むされる ニーズを記載 ブ ズ	徳 たれる る 時期において各 時期に想定される 所動項目を記載 回



					ί.	火車テレノナイ	ノトムイカンター医気 弁害 多	文件图形		Ā	£ 64	₹ 1-	5	10000000000000000000000000000000000000	5	自然を	E .
/古劉·埃 日	発災直後 0.5日	18	1.5日 2日	H	2.5日 3日	3.5日	4日	4.5日	5日	1週目か	週目から2週目	2週目から3週目	う3週目	3週目から4週目(セン	センター閉鎖まで)	センター閉	閉鎖後の活動
被災状況の把握・情報収集(被災地社協、周辺市町村社協からの聞き取り)																	
2 (神災状況等の情報発信 / 神災はない、 (神経など、) (神経など、																	
3 (情報収集、被災地社協の状況、災害ボランティアセンター設置に関する助言等)																	
4 先遺隊の扱編成・派遣地域、期間の検討 (同行する市町村村44条書隊との連集)																	
5 先遺隊員への派遣指示																	
										_		C		C			
					-	+				T !		1		ე !			
						1				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Шп	##P		#IC			
-		١								ון	21 1	ĮΙ	21 -	Į Į	21 4		
災害ポランティアセンターの運営支援業務(被災地社協に対する助言、活動支援)	7		ľ		_		_		_	Ш		Ш	_		_		
核災地社協からの災害救援活動に伴う職員派遣要請 (核災地社協からの判しによる)	_	ı	¥		ე		4	ה	•	\)		\ 		纱	Im
11 (活場味出 参数日の第1十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	П				Π		П	Ш								zo f	, ,
_	1 [1	A	I E		1 [1		2		က		4		副	
(全社協、県共同募金会等への確認) 国社技活達職員のローテージョンの統計	П	H		$\frac{1}{2}$		\parallel	1			,	. 0) []		. [1	, г
	I		I	Н						唱	5	剛		兜		韻	
豐田										ľ							
15 関果甲指路群プロック在協への背軽症状、叉接受罪 (支援要請は被災地社協の状況に応じて)			٨	┞													
種別協議会等への支援要請 (施設、避難所等の状況、被災地社協の要請に基づ いて)																	
ボランティア派遣の実施																	
避難所の活動支援 (行政からの要請 投籍等により実施)													À				
イドスペントの企画、受入調整、特殊ボランティアの の3																	
へ																	
仮設住宅への支援 (引権)、 生活知診 (生活专編等)										T				C			
があって、上に、上に、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな										Ţ <u>'</u>		1		ָי נ		•	
(収改吐も小児県へ参製又体、土冶又体寺)要援護者(仮設、地域)への見守り支援		Ì		+						#19	117						lens.
災害ボランティアセンター閉鎖に向けての協議	-		:4		ץ		1	()			l m				4		
(行政、県社協、市町村社協等) 災害ポランティアセンター閉鎖の周知	П		•		П		 			Щ,		П				: / E	٠,
(行政、自治会等との調整、住民への周知) 取り残しニーズの把握	I		1 [1	1 [<u> </u>] [7 .	Ϋ́		\				艏	
(民生委員、町内会長等との連携) センター閉鎖後のボランティア活動の継続位議	Ш				Ш		Ш					Ç			\		,
にん はないのできた (社会における支援体制の構築)	[,	ν.		り		7			
センター閉鎖とボランティア活動資機材の返却等										川	П	其	100	1			
活動の引継ぎ (県社協、市町村社協、NPO等関係団体等から)										۱ ټ	21.0	ij	21 6				
被災地社協に対するセンター閉鎖及び復興支援に関 する助言												H					
被災地社協における、復興支援活動計画の策定																	
ボランティア 保険の対応				1						ł							
18 (被災地社協からの要請に応じて)		T		╂	╂	H				H			+				I
19 (社協業務としての地域福祉活動の展開支援)																	╫
20 生活支援相談員の配置、支援、研修																	
21 被災地社協問の連携·支援																	T
						_	_	_									



: 社協業務及びセンター運営の状況に応じて対応又は支援要請(職員派遣の依頼)を行う項目

: 避難所から仮設住宅、地域への移行支援に関する項目

・: 災害ボランティアセンター閉鎖と被災,地社協への 業務移行 (地域福祉・ボランティアセンター事業への引き継ぎ)に関する項目

:災害ポランティアセンター閉鎖後の社協 業務としての復興支援に関する項目 (地域福祉・ボランティアセンター事業への引き継ぎ完了)

・活動期間は、災害の種類、規模により変動する。

・ 活動 項目は、センター開設 準備・運営、開鎖、開鎖後の対応について参考記載したものであり、被災機様、状況等を考慮し必要に応じて追加又は削除する。

・被災地社協、県社協、市町村社協支援共通項目は、災害ボランティアセンター運営に関する項目。

災害救援活動に関する職員派遣支援の 要請及び受入手順書

STEP: O 【適用する災害】

災害はいつ発生するか予測することは困難です。小規模災害のときは、災害ボランティアセンターを開設しなくてもその被害に対応することは可能ですが、大規模災害になると事情が変ってきます。例えば、災害規模が大きくなればなるほど被災地のニーズは膨大な数となり、その内容も多岐にわたります。

一方、ボランティアは災害ボランティアセンター開設の有無に関わらず、全国各地から集まってくる可能性もあります。

このことから、どのような状況(災害の種類・規模)のときに災害ボランティアセンターを 開設する必要があるのか、あらかじめ知識を備えておくことが必要です。





災害発生





【相互支援の対象となる災害】

原則として災害対策基本法に定義される災害とし、その被害が甚大であるとき。

- ・暴風・・豪雨・・豪雪・・洪水・・高潮・・地震・・津波・・噴火
- ・その他の異常な自然現象
- ※「被害が甚大」とは・・・

多大な人的・物的被害を受け、住民生活に大きな支障を来したとき。

▼ STEP:1へ

STEP: 1 【被災状況等の情報収集】

被災地社協は、災害発生時において、災害規模の大小に関わらず迅速に地域の被災状況等の 情報収集を行わなければなりません。

災害規模が大きい場合には、ライフラインの機能停止とともに、様々な情報が錯綜する可能 性も高く、情報処理能力が大きく低下する可能性があります。そのため、被災地社協は、最低 限でも下記に示す項目に関する情報を把握し、災害ボランティアセンターの開設を視野に入れ た今後の活動方針を検討して下さい。

なお、ライフラインの機能停止により、OA機器が使用不能な場合も考えられますので、そ の際は筆記等で記録を残しておくことが大切です。



①法人内職員の安否確認



③交通網の被災状況

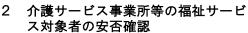


⑤危険箇所・危険地域に関する状

【被災地社協が行う情報収集の項目】

被災地社協職員の安否及び被災状況 まず、災害発生時には、法人が定める 「緊急時における行動基準」等に基づき 職員は指定された場所に参集するのが一 般的である。職員間で姿の見えない職員 の安否及び被災状況を確認する必要があ

ります。



社協事業の利用者の安否確認を行う必 要があります。特に、独居世帯や高齢者 世帯等の要援護者を中心に安否確認が必 要です。



駆けつける支援者や支援物資運搬者な どに正確なルートを伝えるために必要な 情報です。

また、被災者世帯への支援を行う上で も重要な情報となります。

4 ライフラインの被災状況

災害救援活動を円滑に行う上で、交通 網に併せて、水・電気・ガス等のライフ ラインの被災状況を把握しておくことも 重要です。

家屋の被災状況及び 危険箇所・危険区域に関する状況

家屋の被災状況の把握により、概ねの 災害規模把握することができます。

また、危険箇所・危険区域も同時に把 握することができ、ボランティア活動の 計画策定に役立ちます。

関係機関の窓口の確認

災害発生時は、特に行政を中心とした 関係機関との連絡調整が必要です。災害 ボランティア活動や避難所支援を円滑に 行うためには、関係機関の担当窓口を把



②介護サービス事業所等の 福祉サービス対象者の安否確認



④ ライフラインの被災状況



⑥各種関係団体の窓口の確

ほかにも・・・

避難所の開設状況

民生委員・児童委員、自治会 の機能状況

などについて情報収集を行う必要 がある。

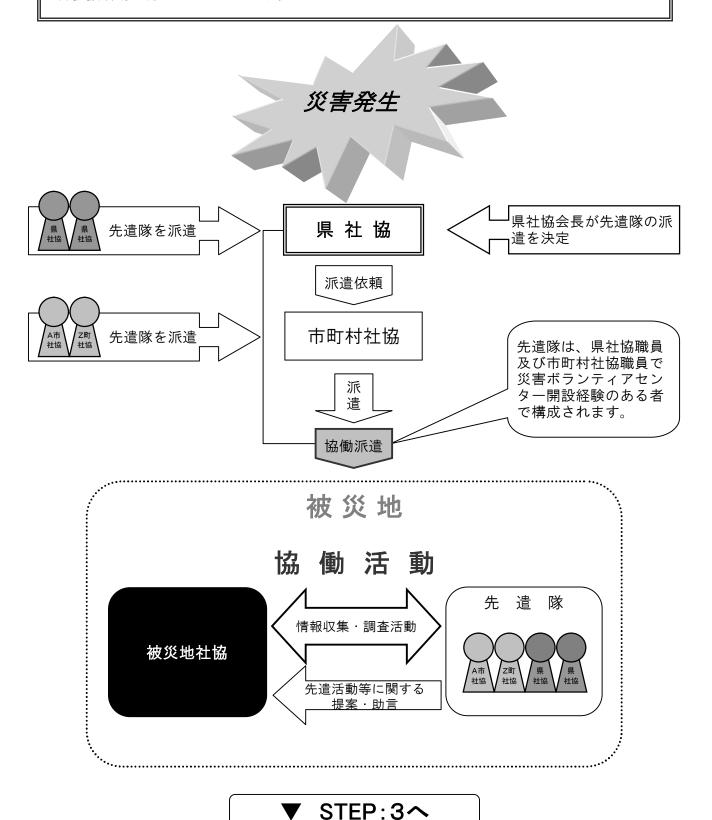


STEP: 2~

STEP: 2 【先遣隊との協働活動】

大規模災害が発生すると、県社協の指示により先遣隊が派遣されます。構成は、県社協職員 と災害ボランティアセンターの開設経験のある市町村社協職員となります。先遣隊が派遣され た場合、被災地社協はこれを受け入れ協働により災害救援活動を行って下さい。

被災地社協は、先遣隊との協働活動を進める上で、情報の共有を図り、被災地本位に基づく 災害救援活動を行うことが大切です。



STEP: 3 【災害救援活動の方針策定】

被災状況をある程度確認できたら、被災地社協は災害ボランティアセンターの開設を視野に入れた災害救援に関する活動方針を策定しなければなりません。被災状況等を踏まえ、被災者が何を求めているのか、それに対してどのような支援が必要なのか、その支援をするためには何が必要なのかを検討することが必要です。その際には、先遣隊からのアドバイスなどをもとに「被災地社協主体」の活動方針を策定して下さい。被災地のことを一番理解している地元の社協だからこそ「災害救援活動の方針」を策定できるのです。

STEP: 1の情報を踏まえて・・・

【災害救援活動方針策定に関する検討事項】

- ① 災害ボランティアセンター開設の有無
- ② 被災地社協職員の状況及び災害救援活動 参加可能職員数
- ③ 災害ボランティアセンター設置及び運営 方法について
- ④ 被災者が必要とする支援の把握及びその 支援の実施方法
- ⑤ 社協及び社協事業(介護保険事業等)利用 者支援について
- ⑥ 地域福祉活動の実施及び支援について
- ⑦ 避難所(避難住民)への支援
- ⑧ 仮設住宅入居者への支援について
- ⑨ その他活動を進めるために必要な事項

先遣隊の提案・助言



被災地の状況を多面的に捉え、どのような支援が必要なのかを分析することが必要です。

また、先遣隊からのアドバ イスなどを受けることも大切 です。



検 討

被災地本位に基づく災害救援活動の方針決定

災害救援活動は、被災者への支援内容など日々変化するものです。 このため、活動方針の内容は適宜見直すことが望ましいと思われます。

▼ STEP:4へ

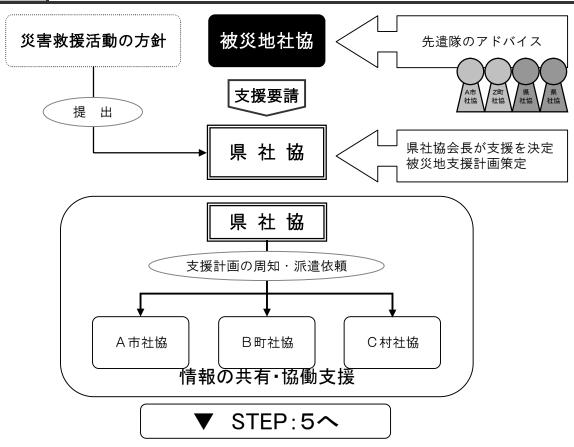
STEP: 4 【支援の要請・支援の決定】

被災地社協は、災害救援活動の方針を策定したのち、市町村社協の支援が必要であるか否かを先遣隊のアドバイス等を参考に検討して下さい。

また、被災地社協の活動方針等に基づき県社協は支援計画を策定しますので、その活動の中・長期的な展望を示し、どのような人材が必要かを伝える必要があります。

一方、県社協は被災地社協の活動方針をもとに支援計画を策定し、市町村社協へその内容を 周知するとともに、職員派遣を依頼します。依頼に際し、必要人数、派遣ローテーションの期間等の調整を併せて行います。

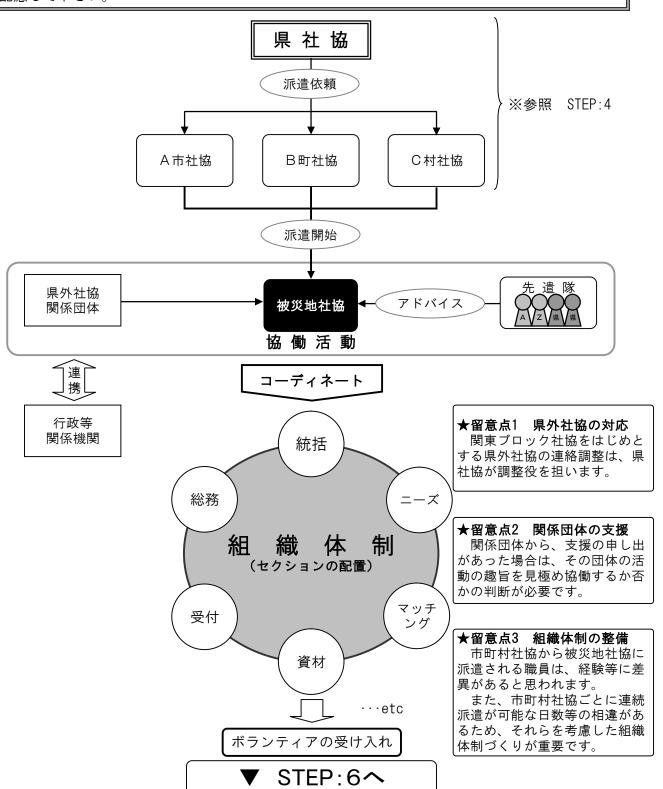
	被災地社協「支援要請のためのポイント」
派遣の有無	被災者のニーズ等を考慮し、支援が必要か否かを判断しなければなりません。被災地 社協のみで対応することが困難であると判断する場合は県社協へ支援要請を行って下さ い。また、支援が不要の場合であっても、不要である旨を県社協へ報告して下さい。
派遣期間	災害救援活動の概ねの活動期間(見通し)を立案して下さい。また、その期間内でどのような職員の派遣が必要なのかを検討して下さい。
ニーズ	被災者のニーズについて、どのようなニーズがあるのか現状を把握するとともに、今後どのように変化していくのか、また、被災地社協のみで(災害ボランティアセンターの運営含む)で対応か可能であるかどうかを判断することも必要です。
活動内容	被災者のニーズに対応する活動(災害ボランティアセンターの運営含む)について、 どのようさ活動が求められるのかを立案して下さい。支援を必要とする場合、その活動 内容を基にどのような職員の派遣が必要なのかを検討して下さい。
資金·物資	活動を継続するためには、資金・物資の確保が必要です。関係団体・機関との連携を密にすることが重要です。
社協業務支援	災害時は、災害救援活動(災害ボランティアセンターの運営含む)のほか、社協業務の支援が必要となる場合があります。特に、町村域の小規模な社協では、通常業務が滞る恐れがあるため、災害救援活動との双方を見据えた活動を立案することが重要です。
必要人員	災害救援活動(災害ボランティセンターの運営含む)の規模(ニーズ・ボランティア 数)に応じた人員を確保することが必要です。また、災害救援活動は状況によって必要 なスキルも変化することから、災害救援活動経験者等の確保が重要です。



STEP: 5 【支援の受け入れ】

被災地社協は、支援が決定されたのち、市町村社協職員を受け入れることになります。市町村社協には、事前に県社協を通じて被災地の状況や、概ねの活動内容は伝わっているはずですが、実際に現地へ派遣された職員が活動を行う際に、想像していた状況と大きく異なっている可能性があります。このような事態を未然に防ぐため、正確な活動内容と、災害ボランティアセンターの組織体制に関する情報をタイムリーに伝達することにより、活動の円滑化が図られます。

また、派遣される職員は、災害救援活動に関する経験の有無等、技量の格差が多少あるものと思われます。現場も人材育成の場であることを理解していただき、正確な指示を与えるよう配慮して下さい。



STEP: 6 【新潟県社協への報告】

被災地社協は、災害救援活動の方針及び災害ボランティアセンターの開設を決定したとき、 その他日々の活動に関する情報を随時、県社協に報告しなければなりません。

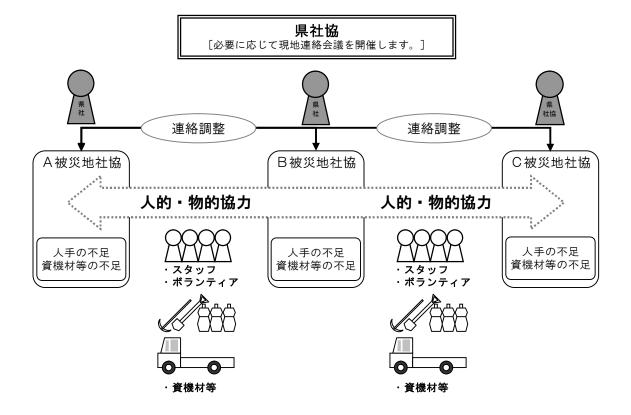
なお、被災地社協からの情報は、県社協及び市町村社協職員による協働活動が円滑に行われるための情報源として、また、ボランティアや関係団体への対応(照会)、全国に向けての情報発信など有効的に活用されます。

▼ STEP:7へ

STEP: 7 【災害ボランティアセンター(被災地社協)間の連携】

被災地域が広域にわたる場合、災害ボランティアセンターの開設及び閉鎖、日々の活動に関して被災地社協間で連携を図ることは大切なことです。被災地社協が、常に情報交換を緊密にし、相互に協力し補い合うことにより、初めて被災地内において効果的な災害救援活動の体制が整います。

また、各被災地社協と連絡調整を行いたい場合は、それぞれ現地に県社協職員が派遣されているので、県社協を通じて行うと円滑に行われます。





災害救援活動に関する相互支援協定締結社協におけるマニュアル

平成 20 年 12 月発行

発 行 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5520

FAX 025-281-5529



"協働"による災害救援活動

